

多摩市立複合文化施設 管理運営計画

令和2年2月

多摩市

はじめに

多摩市立複合文化施設（以下「パルテノン多摩」）は、昭和 62 年の開館以来、様々な良質の文化・芸術を発信するとともに、市民の文化活動を支援し、コミュニティの醸成と多摩センター地区の活性化を含めて、多摩市の文化芸術振興の一翼を担ってきました。多摩ニュータウン内唯一の、収容人数が 1000 人を超えるホールを持ち、年間約 50 万人の集客が示す通り、多くの市民に鑑賞・発表の場として親しまれるだけでなく、小中学生が芸術に親しむ体験の場として、また成人式等の市の大規模公式行事を受け入れられる唯一の公共施設であり、多摩市の発展のシンボル施設として機能してきました。

また、この 30 年間の社会状況の変化のなかで、パルテノン多摩に対して期待される役割や機能は大きく変化しています。平成 24 年に施行された劇場法（劇場、音楽堂等の活性化に関する法律）にあらわされている「人々の共感と参加を得ることにより『新しい広場』として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能」をいかに実現し、市民により親しまれ、愛される施設とするかが、極めて重要な目標となっています。

少子高齢化の進行を見据え、多摩ニュータウン再生の機運が高まるなかで、多摩市が責任を持ってまちづくりを進めていくとき、パルテノン多摩は多摩ニュータウン及び多摩センターのシンボルであり、まちの魅力の発信基地となるべき施設です。また、子どもたちが文化芸術を享受することで、豊かな人間性を育み、平和を重んじる心を養い、誰一人取り残さない地域社会づくりにつなげる施設として機能していくことも重要です。このような役割を担うべきパルテノン多摩及びその周辺地域における「再生」を具現化していくためには、これまでともにまちづくりを進めてきた企業のみならず、若い人たちを引き付ける魅力あるまちとして存在する必要があります。そのため、まちの中心に文化を据え、様々な文化を通して地域の人々をつなぎ、共感を生む取り組みが不可欠です。

こうした考え方に基づき、市民・市議会・行政・専門家が様々な視点で議論を重ね、今後も長年にわたり多くの市民の「晴れの舞台」として、また、市民の集う文化の発信拠点として、周辺施設と一体的な賑わい創出をリードできる、持続可能な「まちのシンボル」として「再生」するための計画の検討を行い、大規模改修工事基本計画（以下、基本計画）をまとめました。

この基本計画に定めた施設運営の理念・方針・将来像を実現するため、さらに市民・専門家と議論を重ね、運営のためのルールとして、「運営計画」「貸館計画」「事業計画」「広報計画」「組織計画」「収支計画」「修繕計画」「危機管理計画」の 8 つの計画と、それらが計画どおり進んでいるか確認し評価する、「評価についての考え方」を本計画にまとめました。

目次

施設の理念・方針・目指すべき将来像 / 施設の設置目的	- 1 -
管理運営計画の位置づけ	- 3 -
第1. 運営計画	- 5 -
第2. 貸館計画	- 9 -
第3. 事業計画	- 17 -
第4. 広報計画	- 23 -
第5. 組織計画	- 24 -
第6. 収支計画	- 28 -
第7. 修繕計画	- 29 -
第8. 危機管理計画	- 30 -
第9. 評価について	- 32 -
参考資料	- 33 -

施設の理念・方針・目指すべき将来像

基本計画上で示された施設の理念・方針・将来像は、施設の改修における考え方にとどまることなく、施設運営の理念・方針であると同時に、施設のあり方を考える時の拠り所にもなります。そのため、管理運営計画の内容についても、基本計画と同様に、以下の施設の理念・方針・将来像を踏まえたものとなっています。

基本理念

文化芸術を通して、みんなが喜び、
つながり、まちの魅力を創造する

基本方針

(1)豊かな文化芸術を、鑑賞し・創造する楽しさや喜びを実感する場所づくり

- ・質の高い魅力的な文化芸術に、誰もが気軽に接し、楽しめる
- ・多くの市民が自らの創意を高め、活動とともにし、文化を生み出すことができる
- ・未来の担い手である子どもたちや、子育て世代の活動を積極的に支援する

(2)文化芸術を通じた新しい広場・まちの広場づくり

- ・誰でも参加できる幅広い文化芸術を通じて、健康で心豊かな地域社会をつくる
- ・多摩市の内外から人々が集まり、まちに賑わいや憩いを生み出す広場をつくる
- ・世代を超えて地域の人・歴史と出会い、つながり、次世代に文化芸術を伝える

(3)多様な人々が集い、交流し、賑わうことを通し、未来に向けた地域づくり

- ・人々が買物や公園の散歩のついでに気軽に立ち寄り、また来たいと思える環境をつくる
- ・市民の一人ひとりが、個性や特技・趣味を生かして活動し交流する
- ・公園や図書館、駅や商業施設と連携し、長期的にまちとつながることで地域を活性化する

目指すべき将来像

- 文化芸術の鑑賞に加えて、市民の創造活動を支援し、市民自らが地域の文化を高める場とすることを目指します

文化芸術がもたらす「心の豊かさ」の重要性を認識し、鑑賞することで感性を高め、創造により表現を磨くことができる場とします。また、交流を生み出しながら人と社会のつながりを豊かにし、市民がお互いに文化芸術の意欲を刺激し創造活動を活発化することを目指します。

- 今まで以上に多くの市民が様々な使い方を発見し、まちの魅力を創造する文化施設を目指します

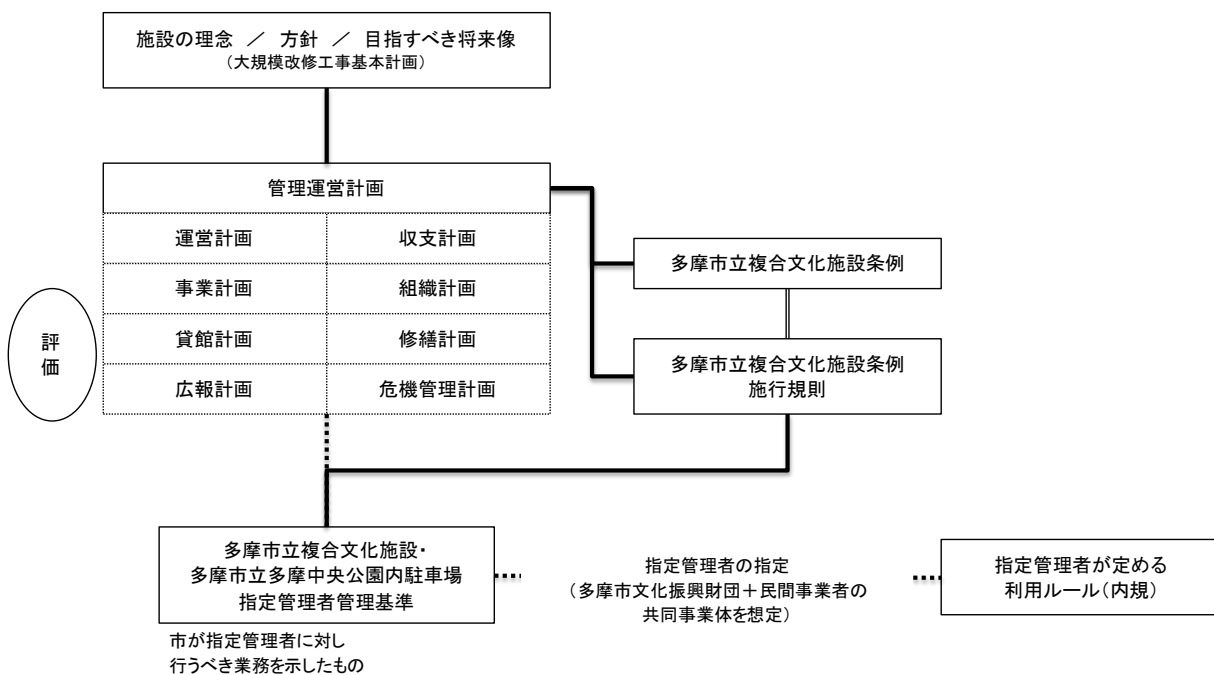
多摩市の文化・歴史を継承するだけでなく、市民の創造活動がお互いに見え・触れ・体験できるような文化芸術による出会いの場とします。市民参加型や市民提案型の事業の充実した運営が行われ、市民による日常的な創造活動も、主体的にはたらきかけ、事業化することができる施設を目指します。

- 文化芸術の創造・交流の場として、日常的にまちの賑わいを生み出すような管理運営を目指します

多摩センター駅や近隣施設、多摩中央公園等の恵まれた立地を活かし、市民が立ち寄りやすく、居心地よく滞在し、様々な人々が自然に交流できる場とします。文化芸術への関心を持つ市民にとどまらず、より多くの市民が利用し、幅広い参加が得られるよう、施設内外の各所で、毎日様々な活動が展開され、ここを核としてまちへ賑わいがどんどん広がっていくような施設を目指します。

管理運営計画の位置づけ / 施設の設置目的

管理運営計画は、基本計画上で示された、施設の理念・方針・将来像の実現に向けて、具体的な取り組みを計画としてまとめたものです。本計画の考え方を基に、パルテノン多摩の法的な設置根拠である「多摩市立複合文化施設条例」及び「施行規則」を見直します。さらに、指定管理者に対しパルテノン多摩の管理運営に関する諸条件や要求する水準をまとめた「管理基準」を提示します。指定管理者はこれに基づき管理運営の具体的な提案を行い、利用ルールを定めていくことになります。



◆パルテノン多摩の設置目的について

施設の理念・方針・将来像の実現を通して、多摩市の文化芸術振興と地域の活性化に寄与する中核的な施設・機関としてあり続けていくために、多摩市立複合文化施設条例の一部を改正することとしました。特に、第1条に定めた施設の設置に関する条項には、施設の理念の精神を踏まえた内容に改めることとしました。

参考 (多摩市立複合文化施設等管理運営計画策定委員会 報告書より)

多摩市立複合文化施設条例 第1条の文案について、管理運営計画策定委員会より下記の提言を受けた。

(設置及び目的)

豊かな文化芸術を鑑賞し創造するとともに、多様な人々が集い、交流し、にぎわうみんなの広場として機能することで、市民が生きがいを持ち幸せに暮らす地域づくりに寄与することを目的として、多摩市立複合文化施設を設置する。

第1. 運営計画

1-1. 基本的な考え方

(1) 運営の形態について

パルテノン多摩は、開館当時から一貫して業務委託により財団法人多摩市文化振興財団により管理運営されてきました。平成18年からは指定管理者として管理運営を行っています。今後、本計画の内容を着実に実施していくためには、財団のノウハウを生かすとともに、民間事業者等の得意分野を生かすことによって、効率的な施設管理や、利用者が何度も訪れたいと思えるサービスを提供していくことが重要です。そのため、運営の形態については、施設の設置目的の効果的な達成のために、引き続き指定管理者制度を導入することとします。

1-2. 施設概要

(1) 休館日

- 12月29日から翌年1月3日までとします。ただし、指定管理者が事業実施などの理由で休館日を変更する場合は、あらかじめ市との協議を行うこととします。
- その他の休館日は指定管理者が必要に応じて設定できることとします。
- 休館日を定めるときは、定める月の6ヶ月前までに決定し、周知することとします。

【現状】

- ・休館日は同じく、12月29日から翌年1月3日までです。
- ・利用申込みが始まる前に、休館日を設定しています。

【改める理由】

年末年始以外の休館日は、施設設備の点検や、職員の休業日数の確保のために必要です。

一方で、効率的な施設利用及び市民ニーズに応えるため、ホールの利用申込状況を踏まえて休館日を設定することとします。なお、利用者への情報提供及び点検作業の準備を考慮し、休館日を設定する月の6ヶ月前までに決定し、周知することとします。

(2) 開館時間

- 午前9時から午後10時までとします。
- 指定管理者は、開館時間の前後2時間まで（午前7時～9時、午後10時～12時）は、市の承認を経ずに開館を延長できるものとします。
2時間を越える延長を行う場合は、特別の事由があり、管理上支障がないと指定管理者が判断した上で、あらかじめ市の承認を得なければならないこととします。

【現状】

開館時間は午前9時から午後10時まで。時間外の入館は原則不可。

【改める理由】

プロの公演に対する例外的な対応であった時間外対応を、公平にどなたでも利用できるようルール化します。

また、このことにより、1日複数回公演が可能になるなど、誘致できる興行の種類や数が広がり、収益増加につながることも期待できます。

(3) 改修後の個別施設の運営

①大ホール

- ・主催事業でも貸館においても市民に感動を与える良質な舞台芸術を行うことは、本施設の重要な役割であることから、プロが選択するホールとして運営するとともに、市民が憧れの舞台に出演したり、舞台を裏から支えたり、様々な形で関わることができる、市民の創造活動のための場としても積極的に活用します。

②小ホール

- ・現状の使いやすさをそのまま活かし、日常的な市民利用に適したホールとして運営します。

③会議室・練習室

- ・ニーズに合わせて、数多くの市民が利用でき、様々な用途で使えるよう運営します。

④オープンスタジオ

- ・展示会、展覧会に加えて、簡易な舞台公演（150席程度）、小規模な演劇、ダンスパフォーマンス、落語等の演芸、講演会など、様々な用途に使われる施設とします。また、部屋が貸し出されていないときは、開放された、市民が自由に表現活動や練習の場として自由に使用できる空間運営を行います。

⑤ロビーホワイエ

- ・日常的に市民に開放されるフリースペースとします。ホールでの催事が無い日でも有効に活用し、まちの賑わいを招き入れ、中の賑わいがまちへ溢れ出る「まちの広場」づくりをします。
- ・新たな人々の交流や、新しい文化に触れる機会を得られる空間運営をします。
- ・展示スペースとホールの催しを有機的に関連付けることで、相乗効果を生み出す運営を行います。
- ・地域での催し物やイベントなど非日常での使い方から、観光案内をはじめとする、多摩センター地区の魅力に関する情報を発信といった日常的な使い方まで、まちと一体的な活用を行う運営を行います。

⑥工作室

- ・市民が創作活動を行う上で、舞台芸術などで使う小道具や衣装を制作できる空間と、創作ワークショップなどものづくりのできる空間運営をします。
- ・市民ボランティアが展示の制作などの活動ができる運営を行います。

⑦屋外空間

- ・市民が立ち寄りやすく、入りやすい空間とします。
- ・市立図書館本館をはじめ、グリーンライブセンターや多摩中央公園への導入口として、一体的な施設となるよう施設運営の工夫を行います。
- ・大階段周辺では、市民団体や多摩センター連絡協議会等が日常的にイベントなどを行うことを想定します。

⑧ミュージアム・学芸員スペース・ワークルーム・収蔵庫（博物館機能）

- ・「多摩市にしか残せない郷土の歴史や先人の思いを後世に引継ぎ、地域アイデンティティの向上、地域の活性化など、市民による新しいまちづくりにつなげていくこと」が、パルテノン多摩の博物館機能の原点であり、多摩ニュータウン開発を中心に郷土の歴史を学び、魅力を感じる運営を行います。
- ・学芸員や市民ボランティアの日常的な活動や市民の学習の拠点とし、館内のいたるところで、博物館の展示や市民の創作展示及び活動等が行われる仕掛けをつくとともに、アウトリーチ活動なども充実した運営を行います。
- ・収蔵庫内に入れるべきものを精査し、資史料の適切な保存を行います。
- ・文化財を有効に活用するにあたっては、教育委員会（文化財行政）との綿密な連携だけでなく、図書館や、民間、大学とも積極的な連携を図ることで、多摩センターの拠点施設であるパルテノン多摩の博物館機能として、人を惹きつけ、魅力を発信する役割を果たします。

⑨子どもひろば・ゆうぎ室・一時保育室・カフェ&ライブラリー・キッチンアトリエ・ワークショップルーム

- ・子育て支援に精通した事業者を配置した子ども広場として活用していきます。
- ・子供たちや親子連れなどを対象とした、遊びの要素を取り入れた空間「カフェ&ライブラリーwith キッズ」と位置づけ、小さな子どもたちへの読み聞かせや、小中学生向けの実験・工作教室、子育て世代の父母たちが集まる料理教室、高齢者の趣味を生かした昔遊びなど、日常的に人の集まる運営を行います。
- ・公園に遊びに来た子どもたちから、散歩途中の高齢者の方まで、多様な世代がくつろげる空間とし、交流の生まれる働きかけを行います。
- ・子育て・子育てを地域のみんで支え、子どもたちの明るい声がひびくまちづくりに寄与することを目指した運営を行います。

⑩その他（全施設共通）

- ・施設内での飲料摂取については、どこでも可能とし、共有スペースでは軽食も可能とします。ただし、匂いが強く残る飲食は行わないなど、他の利用者への影響がないように利用することとします。
- ・喫煙については、平成 15 年 5 月 1 日に施行された健康増進法により、劇場・集会場・展示場における受動喫煙の防止が規定されたため、館内禁煙とします。加えて、令和元年 10 月 1 日に施行された多摩市受動喫煙防止条例に基づいた運営を行います。
- ・暴力行為、公序良俗を乱す行為等は禁止します。
- ・政治、宗教、信条に関わる、あらゆる勧誘行為を禁止します。
- ・他人に迷惑・危害をかけるおそれのある危険物の持ち込みは禁止します。
- ・身体障害者補助犬法に則って、補助犬の同伴も可能とします。なお、補助犬以外の動物同伴での入館は禁止します。
- ・その他、市の条例等の定めに基づいた運営を行います。

(4) 施設区分

パルテノン多摩は様々な部屋（施設）により構成されています。その中で、どの施設が利用できるのか、占有はできるのか、利用料金は発生するのか、など、施設の区分を整理する必要があります。その考え方について、以下のようにまとめました。

【凡例】

施設区分	利用料
①常時開放（誰でも使える）	A. 有料
②職員立会で開放（一部条件有り）	B. 無料（占有時有料）
③貸出時以外は開放（一部条件有り）	C. 無料
④貸出のみ行う施設（貸出時以外は閉鎖）	
⑤事務所・テナント等の占有スペース	

	施設名	施設区分	利用料
	大ホール(楽屋含)	④	A
	小ホール(楽屋含)	④	A
1 F	リハーサル室	④	A
	第1～3練習室	④	A
	工作室	②	B
	事務室	⑤	—
	〃（情報管理区画）	⑤	—
	収蔵庫	⑤	—
2 F	総合案内	⑤	—
	ロビーホワイエ	①	B
	オープンスタジオ	③	B
	市民ギャラリー	④	A
	ミュージアム	②	C
	学芸員スペース	⑤	—
	ワークルーム	②	—
4 F	第1～4会議室	④	A
	特別会議室	④	A
	キッチンアトリエ	③	B
	ワークショップルーム	③	B
	カフェ&ライブラリー	①	C
	カフェカウンター内	⑤	—
	子どもひろば	②	C
	ゆうぎ室・一時保育室	⑤	—
	事務室(子どもエリア)	⑤	—
5 F	シティーサロン	④	A
	レストラン	⑤	—
	大階段・大パーゴラ	①	C

第2. 貸館計画

2-1. 基本的な考え方

様々な機能のある施設や設備を柔軟に貸し出すことで、広い分野における文化活動の創造・発表の場を提供するとともに、市民によるパルテノン多摩の新しい使い方の発見につなげます。また、鑑賞者の減少や高齢化が進んでいることから、市内の児童・生徒が文化芸術に触れたり創造したりする事業や、学校の文化芸術活動の発表、練習などの場としての活用を促進することで、利用者や鑑賞者層の拡大や、文化芸術を通じた教育機会をつくります。

施設等を貸し出すにあたって、市民利用による負担はおさえつつも、指定管理者の努力や工夫により、市民以外の方の利用や営利目的による利用、さらにはロングラン公演の利用等が可能となるような枠組みを導入します。

2-2. 利用申請手続

(1) 利用者登録

- 貸し施設を利用するにあたっては、利用者登録を行うこととします。
利用者登録は窓口での申請によるものとします。
- 利用者登録の仕組みとしては「個人登録」「団体登録」の2種類の制度とします。
 - ①個人登録
 - ・市内市外問わず登録可能とします。
 - ・本人が多摩市在住・在勤・在学の場合は、市民登録の扱いとなります。
 - ②団体登録
 - ・市内市外問わず登録可能とします。
 - ・複数名で構成される団体が対象です。法人格の有無は問いません。
 - ・団体構成員の半数以上が多摩市在住・在勤・在学（法人の場合は法人所在地が多摩市内）の場合は、市民登録の扱いとなります。
 - ・同一の代表者が、2つ以上の団体を登録することはできません。
 - ・団体登録にあたっては、団体名簿を提示することとします。なお、必要に応じて、活動実績がわかるもの（過去のイベントチラシ、SNS・機関紙等の活動記録、他の施設利用の実績等）をあわせて提出いただく場合もあります。
- 団体登録の代表者の方は、個人登録を行うことはできません。
- 利用者登録（個人登録・団体登録の代表者）の年齢制限は、13歳以上（18歳未満は成人の承諾が必要）とします。

【現状】団体（利用者）登録

- ・登録は代表者が18歳以上であること
- ・構成員の半数以上が市内在住・在勤・在学で市内団体
- ・1名での申込みも可能

【改める理由】

個人団体問わず、利用登録できることがわかりやすくなるよう見直しました。また、中学生などの若年層でも施設を利用しやすくなるように、年齢制限を見直しました。

(2) 貸館申請方法

原則はインターネットによる申込みを想定します。インターネットで申込みができない場合は、窓口での申込みも可能とします。

(3) 利用決定方法（利用抽選方式）

①抽選による決定

同一日時において、利用申請が重複した場合は、原則抽選により決定します。

抽選方式：インターネット申込みによるランダム抽選

②利用調整期間の設置の検討

連続利用と単発利用が重複した場合については、効率的な配分を行うべく、申請から抽選までの間に、一定の調整期間を設けることを検討します。

(4) 利用申請期間

①市内

大ホール・小ホール（楽屋含む）	その他の貸出エリア
●全体利用：13ヶ月前の1日～利用日の14日前 ●舞台のみ：5ヶ月前の1日～利用日の7日前	●5ヶ月前の1日～利用日の前日まで

②市外

大ホール・小ホール（楽屋含む）	その他の貸出エリア
●全体利用：13ヶ月前の7日～利用日の14日前 ●舞台のみ：5ヶ月前の7日～利用日の7日前	●5ヶ月前の10日～利用日の前日まで

③一部施設の当日貸出

第1～4会議室、特別会議室、ワークショップルーム、工作室、キッチンアトリエについては、前日までに利用申請がなく、当日空いている場合に、指定管理者の判断により当日貸出ができることとします。

ただし、その場合は以下の点に留意することとします。

（利用者の留意点）

- 一般開放利用（共用スペースとして開放）時には、当日貸出はできません。
- 机の並べ替え等は利用者自身で行い、利用後も利用者自身で原状復帰を行うこととします。

（指定管理者の留意点）

- 指定管理者は、当日貸出の申請があった場合は、貸出しを拒む正当な理由が無い限り原則承認することとします。

【現状】

- ・大ホールは市内・市外共に1年前の1日から申込み可能
- ・小ホールの利用について市内・市外から同時に申請があった場合は市内優先
- ・当日貸出しは行っていない

【改める理由】

より多くの方に柔軟に利用いただくために、会議室の当日貸しも対応するようにします。大ホールは、今後は市民の創造活動のために活用していくという考えから、利用申請期間について市民が先行して予約できる期間を設けます。

(5) 優先予約制度

下記の団体及び使用目的については、年間に1日のみ、抽選申込みより前もって貸し館施設の優先予約の権利を持たせるものとします。なお、利用日は平日のみ可能とします。

- (1) 市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校
- (2) その他指定管理者と市の協議により認められた事業での使用

(6) 連続利用可能日

○全ての施設について、最大30日までとします。

指定管理者はこれを上限として、各施設の連続利用可能日について、あらかじめ市の承認を得た上で、定めることができるものとします。なお、30日を超える利用については、市の承認を得た上で指定管理者が許可できることとします。

【現状】

- ・市民ギャラリー、特別展示室 10日間以内
- ・ホール、リハーサル室、練習室 6日間以内
- ・会議室、アトリエ、和室、学習室 2日間以内

【改める理由】

ロングラン公演や長期間の展覧会など、催事の目的や利用ニーズに可能な限り柔軟に対応できるように、連続利用日の可能範囲を拡大しました。

2-3. 利用区分について

(1) 曜日区分

「平日」と「休日（土曜・日曜・祝日・その他国が法令で定める休日）」の2区分を基本とし、区分間による価格差を設けます。

(2) 時間区分

- 「午前」「午後」「夜間」「全日」の4区分による貸出を原則とします。
- これに加えて、大ホール・小ホールを除く施設については、利用日の1ヶ月前より、1時間単位の貸出しを可能とします。
- 1時間単位の貸出しの場合は、机の並べ替え等は利用者自身で行い、利用後も利用者自身で原状復帰を行うこととします。

時間区分	
①午前（9：00～12：00）	②午後（13：00～17：00）
③夜間（18：00～22：00）	④全日（9：00～22：00）
⑤1時間単位（2時間以上から貸出）	

【現状】

- ・全ての施設が午前・午後・夜間・全日区分

【改める理由】

利用者がニーズに合わせて必要な時間だけ借りられるようになることで、効率的な貸館運営が可能となるように見直しました。

2-4. 利用料金

(1) 利用料金の支払い

施設等の使用料は、許可書の交付を受ける際に納付するものとします。ただし、附属設備器具等の使用料は、利用の終了後直ちに納付するものとします。なお、国、地方公共団体、公共的団体等が利用する場合は、別に納期限を指定します。

(2) 利用料金の還付

指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができるものとします。

例) 還付が認められうる場合の例

- 災害・その他使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったとき。
- 条例に基づく規則で定める日までに使用の取下げの申出があったとき。

(3) キャンセルについて

①受付可能期間

全施設共通で、利用日前日までの範囲でキャンセル期間を設定できるものとします。

②キャンセル料金

キャンセル料金は、申込時点から発生するものとし、当日までの期間に応じて最大100%までの範囲で定めることとします。

(4) 利用料金体系

利用料金は、下表に定めた額の範囲内において、指定管理者が市の承認を得て、定めるものとします。

①施設料金

(円)

	午前 9:00-12:00		午後 13:00-17:00		夜間 18:00-22:00		全日 9:00-22:00	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
大ホール (舞台・客席・ホワイエ)	39,600	60,000	108,000	144,000	140,400	172,800	256,320	335,350
第一楽屋【小】	420		590		710		1,530	
第二楽屋【小】	420		590		710		1,530	
第三楽屋【小】	430		590		710		1,530	
第四楽屋【小】	430		590		710		1,530	
第五楽屋【中】	600		830		1,000		2,160	
第六楽屋【大】	1,440		1,820		1,820		4,520	
第七楽屋【大】	1,410		1,820		1,820		4,490	
第八楽屋【小】	420		580		700		1,510	
第九楽屋【中】	700		980		1,180		2,540	
小ホール (舞台・客席・ホワイエ)	9,100	11,700	21,600	27,600	24,000	33,600	48,680	64,880
第一楽屋【中】	820		1,150		1,200		2,820	
第二楽屋【中】	820		1,150		1,200		2,820	
第三楽屋【大】	1,220		1,540		1,540		3,820	
第四楽屋【小】	370		510		620		1,330	
リハーサル室 (大)	6,080		7,540		9,100		20,220	
第一練習室	3,400		4,160		5,070		11,240	
第二練習室	3,240		4,160		5,070		11,090	
第三練習室	3,860		5,370		6,450		13,950	
市民ギャラリー	5,200		7,150		8,450		18,510	
オープスタジオ	11,180		14,400		17,280		38,140	
キッチンアトリエ	1,870		2,610		3,130		6,770	
特別会議室	1,620		2,250		2,710		5,850	
第一会議室 (大)	7,020		9,780		11,740		25,400	
第二会議室 (中)	2,450		3,420		4,100		8,870	
第三会議室 (中)	2,450		3,420		4,100		8,870	
第四会議室 (小)	1,960		2,660		3,220		6,970	
シティーサロン	4,070		5,670		6,810		14,720	
工作室	1,530		2,130		2,550		5,520	
ワークショップルーム 1	1,480		2,070		2,480		5,360	
ワークショップルーム 2	1,480		2,070		2,480		5,360	
ロビーホワイエ	45,370		63,210		75,850		164,140	

② 附帯設備料金

附帯設備料金については、オープンスタジオ新設に伴う新しい附帯設備の導入など、改修に伴い更新する設備備品を整理した上で、料金を設定します。

③ 行為に係る利用料金

○「①施設料金」に定めのある施設以外の施設等で、営利を目的とした撮影に使用する場合は、料金の料については、次の料金を上限として設定します。

種別	使用料（1時間ごと）	（円）
業として行う写真撮影		11,000
業として行う映画、テレビ等の撮影		16,500

○指定管理者は、上記料金とは別途、撮影の事前打合せや現場の下見及び当日対応に伴う手数料を実費として請求できることとします。

（５）料金加算制度

① 市外料金加算

個人利用：多摩市在住・在勤・在学ではない方が利用する場合は、規定の使用料の額に最大 30% を加算

団体利用：多摩市在住・在勤・在学の方が、団体構成員の半数未満の場合は、規定の使用料の額に最大 30% を加算

② 利用時間超過加算

申請時の利用時間を超過して利用する場合、1時間につき、利用料金の1時間単位の最大 30% を加算することができることとします。

③ 開館時間外利用加算

○利用者からの事前の申請があったとき、指定管理者は、特別の事由があり、管理上支障がないと判断した場合には、時間外利用を許可することとします。

例) 午前区分の催事に伴う事前準備、夜間区分の催事に伴う撤去作業 など

○利用者は、利用する日の1ヶ月前までに申請することとします。

○時間外利用の上限は、原則、開館時間の前後2時間までとします。ただし、あらかじめ市の承認を得た場合にはこの限りではありません。

○料金は、1時間につき、以下の計算額を基準とします。

「夜間」区分の1時間単位の利用料金の130%	+	立会い職員人件費（深夜・早朝勤務加算）
------------------------	---	---------------------

④ 入場料収入に対する加算

入場料（その他これに類するもの 例：参加費 聴講料など）を徴収する場合は、規定の使用料の額に次に上げる率で算定した額を加算します。

(ア) 入場料の最高額が1人当たり3,000円以上5,000円未満であるとき 50%

(イ) 入場料の最高額が1人当たり5,000円以上であるとき 100%

⑤ 営利料金加算

興行・物販・営業目的等の営利目的による施設利用については、基本料金に一定比率の金額を加算する営利料金制度を導入します。

(例) 下記(ア)及び(イ)の条件を満たした利用については、営利目的での利用とみなし、規定の使用料の額に最大100%までの額を加算します。

(ア) 営利団体とみなす団 thể例

- ・株式会社・合名会社・合同会社・合資会社・有限会社など
- ・個人事業主(教室・私塾・法律系事務所・建築系事務所・芸術関係・商店・美容関係・コンサルタント・インターネットショップ・ネットワークビジネスなど)
- ・その他法人格を有する団体(財団法人、学校法人、NPO法人など)

(イ) 営利目的とみなす使用目的

営利目的については、企画目的や内容などを確認の上、指定管理者が総合的に判断します。具体的な判断方法としては、下記のような方法が挙げられます。

(例) (ア)に該当する利用者は、下記の①～③のいずれかの情報を提出することとします。

- ① 収支予算…見込み利益額によって、営利目的の有無を判断
 - ② 入場料+物品販売等を含めた総収入見込み額…総収入見込み額により営利目的の有無を判断
 - ③ 入場料のみの収入見込み…収入見込み額により営利目的の有無を判断
- (※③を提出する場合は、物品販売行為は不可)

(6) 減免制度

○一定の条件を満たした団体の利用については、減免の対象とします。団体の条件として下記のような方向性で整理します。

(ア) 適用できる団体

- ・教育目的もしくは生徒の文化芸術活動目的で使用する市内中学校
- ・その他指定管理者があらかじめ市の承認を経て定めた基準に基づき適当と判断した事項

(イ) 減免比率 100%免除を上限とする

(ウ) 適用回数 各団体につき、年度内1回

(エ) その他条件

- ・平日利用にのみ適用できることとします。
- ・減免対象は施設の使用料のみです。付帯設備使用料は対象外です。

2-5 その他

- ・物品販売・販売促進行為・広告募集・勧誘行為を行った場合、指定管理者は利用者から、売上総額の最大10%までの手数料を徴収することができます。

【現状】

- ・(2) ③、⑤、(6)、2-5は現状なし
- ・(2) ④の現状は以下の通り。
 - ア. 入場料の最高額が1人当たり1,000円以上2,000円未満であるときは、20パーセント
 - イ. 入場料の最高額が1人当たり2,000円以上3,000円未満であるときは、40パーセント
 - ウ. 入場料の最高額が1人当たり3,000円以上5,000円未満であるときは、60パーセント
 - エ. 入場料の最高額が1人当たり5,000円以上であるときは、100パーセント

【改める理由】

- ・(2) ③は、舞台公演の仕込み・撤去等、催事によって生じる特別な事情に可能な限り対応できるよう、ルールの新設をします。
- ・(2) ④は、加算の最低額を上げることで、特に利用者が非営利の利用をする際に、必要分の収入を入場料として設定しやすくすることを目的とします。
- ・(2) ⑤、及び2-5は、営利や物品販売を目的とする利用を認める代わりに、加算を設けることで、施設活用の幅を広げると同時に利用収入の効率化を図ります。
- ・(6)は、児童・生徒がパルテノン多摩で文化芸術を体験する機会を促進するためにルールを見直します。

第3. 事業計画

3-1. 基本的な考え方

文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌が生まれ、多様性を受け入れることができる心豊かな地域社会を形成していくものです。さらに、それ自体が固有の意義と価値を持つとともに、それぞれの地域や時代における人々の共通のよりどころであり、自己認識の基点となるものでもあります。

施設の理念や設置目的を実現するためには、文化芸術が持つ力を発揮し、誰に向けて、何のために実施する事業かを明確にして展開していくことが必要です。

本計画では、文化芸術があらゆる人に享受されるとともに、次世代へ受け継がれていくことを大切にす視点から、パルテノン多摩に対する需要を大きく5つに分けて想定しました。

- ①「ふれる」：文化芸術や郷土文化を観る、聴く、触れるなど、五感を通して楽しんだり感動したりする
- ②「つくる」：作品の創造や、能動的な体験を通して、自分を表現し、人と共に創発する
- ③「まなぶ」：学びと実践を通して、事業制作や運営に主体的に関わり、まちの中で活かす
- ④「ささえる」：市民が主体的に企画し実施する場として活用する
- ⑤「つどう」：居心地のよい場所としてふらっと訪れたり、何気ないきっかけから交流が生まれたりする

このことを念頭に置き、再開館後のパルテノン多摩では、事業の方向性を大きく6つに区分し、需要に対しバランス良く事業を展開して成果を生み出していくことで、理念・方針の実現に寄与することを目指します。

【凡例】 ●：主に応える需要 ○：二次的に意識する需要

事業区分	アプローチする需要				
	「ふれる」	「つくる」	「まなぶ」	「ささえる」	「つどう」
文化芸術体験事業					
① 創造事業	○	●	○		
② 体験創発事業	○	●			○
③ 育成事業		○	●	○	
文化芸術振興事業					
① 鑑賞事業	●	○			○
② 鑑賞者育成事業	●	○	○		
郷土文化普及公開事業					
① 展示事業	●		○		○
② 学習プログラム	○	○	●		
③ 市民協働講座		○	●	○	
④ 育成事業	○	○	●		
市民活動支援事業					
① 市民活動支援事業			○	●	○
② 市民企画公募事業		○	○	●	
地域活性化事業					
① 地域活性化事業		○		○	●
みんなの広場事業					
① 日常の居場所機能	○	○			●
② 子どもの広場事業	○			○	●

3-2. 事業の区分

(1) 市民が文化芸術を体験し、または創造する機会の創出に関する事業（文化芸術体験事業）

①創造事業（「つくる」事業）

広く市民が参加して、作品を創造する事業を展開します。また、子どもや大人が楽しみながら体験できる事業を行い、子どもたちを含む全ての世代の活発な創造の輪を広げ、新しい文化に触れる機会を創出します。

（例）

- ・地域在住アーティストとの共作による市民オペラや市民ミュージカルの制作
- ・パルテノン多摩独自の舞台芸術作品等の創造・発信
- ・プロと市民の音楽祭の企画制作

②体験創発事業（「つくる」事業）

館内外を問わず、文化芸術を日常生活の中に届ける事業を展開します。文化芸術の体験を介したアーティスト・市民同士の交流や、自分自身を表現することを通して、思いがけない作用が生まれ（創発）、文化芸術そのものへの関心向上や、自分と他者を尊重することに結びつく機会を創出します。

（ア）あらゆる立場の人々に届ける文化芸術の体験事業

市民が文化芸術に触れるきっかけとして、気軽に様々な分野の創造活動を体験することで、個人や参加者同士の間で創発が生まれる事業を行っていきます。

（イ）レジデントアーティスト連携事業

年度単位など一定期間、多摩市内に密着し、市民との直接的な交流を介して文化芸術活動を行うアーティスト（レジデントアーティスト）と連携した事業を展開します。市民とアーティストが一定の連続した期間の中で、交流や協働制作を行うことにより、信頼関係が形成され、表現することの楽しさや、表現の違いをより深く知ることに繋がります。

③育成事業（「まなぶ」事業）

アーティストや市民スタッフなどに関心がある方を対象に、各種講座などを行います。

（ア）アーティスト・市民スタッフの育成事業

多摩地区にゆかりのあるアーティスト等の活動支援や、多摩市の文化芸術を支える市民のスタッフを育成する事業として、アーティストとの作品づくりや発表機会の創出、文化芸術に関する講座、舞台技術講座などを行います。

（イ）次世代育成事業

市内の未就学児から大学生等を対象に、文化芸術への関心を高め、次世代の活動の中心となる担い手が生まれることを目的とした体験事業を実施します。

(2) 良質な文化芸術の鑑賞機会を提供する事業及びその普及啓発に資する事業（文化芸術振興事業）

①鑑賞事業（「ふれる」事業）（音楽・演劇・映画・美術）

○市民が良質な文化芸術に触れることで、喜びや楽しさ、感動を体験できる環境を創出します。

（例）

- ・プロフェッショナルの実演団体による、コンサートや舞台作品の鑑賞公演
 - ・「コンサート×展覧会」といった、文化芸術のジャンルを越境する鑑賞事業
- 音楽・演劇・映画・美術のみならず、ダンスや映像・音楽が組み合わせられた複合的な作品など、多様化する芸術を鑑賞できる環境を整えます。

○文化芸術を鑑賞する場所に着目し、ホールにとどまらず、様々な場所で良質な文化芸術の鑑賞機会をつくる事業を展開します。実施にあたっては、積極的に鑑賞する機会が無い方も対象として想定し、文化芸術への関心を持つきっかけとなる工夫を行います。

(例)

- ・ロビーホワイエを会場としたクラシックコンサートや演劇事業
- ・音楽や演劇の作家や作品解説を織り交ぜた鑑賞事業
- ・市内の他の公共施設と連携した館外鑑賞事業

②鑑賞者育成事業（「まなぶ」事業）

鑑賞者の年代傾向が高齢化している背景があることから、未就学児から高校生までの青少年、及び大学生など若年層に向けて、鑑賞の魅力を伝えることを目的とした事業を実施します。

(例)

- ・市内教育機関と連携し、児童生徒等を無料招待する鑑賞事業
- ・対話型鑑賞事業
音楽、演劇、美術などの作品を観た時の感想や、そこから想像されることなどをもとにして、グループで話し合いをしたり、別の形で表現をしたりする事業

(3) 郷土の文化、歴史、民俗、自然科学等を普及し、及び公開する事業（郷土文化普及公開事業）

①展示事業（「ふれる」事業）

多摩市における歴史・民俗・自然をテーマに、常時観覧可能な展示、期間を設けて展示する企画展示を実施します。企画制作には学芸員を中心に、市民ボランティア、市民学芸員等との協働による制作を行っていきます。

②学習支援プログラム（「まなぶ」事業）

歴史講座、古文書講座をはじめ、市内小学校への出前授業などのアウトリーチ活動も含め、幅広い世代が学習する機会をつくれます。

③市民協働プログラム（「まなぶ」事業）

ボランティアなど市民の手による資料調査や整理・解読などの作業を通じ、成果をまとめることにより、学びの循環を形成するような事業を実施します。

④育成事業（「まなぶ」事業）

学芸員と共に、調査研究や各種事業の企画制作を行う「市民学芸員」を育成することを目的とした事業を実施します。

⑤自動演奏楽器活用事業

ロビーホワイエ及び多摩市立図書館本館に設置予定である自動演奏楽器を活用した事業を実施します。

(4) 市民の文化芸術活動の支援及び文化芸術活動を担う人材の育成に関する事業（市民活動支援事業）

①市民活動支援事業（「ささえる」事業）

市民の新たな文化・芸術への創作意欲を高めるために、練習やリハーサル場、成果発表の場として施設を提供します。また、市民文化団体の自主公演に対する事業制作の助言・舞台技術サポートや、来館者の施設利用に対する相談対応など、専門的な見地からの支援を行い、文化活動の活性化につなげます。

【想定される事業の具体例】

- ・ 日常的な活動場所、発表場所の提供
- ・ 施設の利活用に関する助言や支援
- ・ 文化活動の実施や継続についての相談、支援体制の充実
- ・ ホームページによる、施設の基本情報や空き情報の公開
- ・ 入場チケットの予約・発券業務の代行
- ・ 施設内に書籍コーナーや情報交換スペースの設置 など

②主催企画公募事業の実施（「ささえる」事業）

文化芸術に関する事業の企画を公募する事業を行います。個人や団体など複数の提案者による企画を審査し、採用された企画について、提案者を中心に制作から実施までを行います。指定管理者は準備場所の確保、制作費補助、制作過程における専門的な助言などの支援を行います。

(5) 文化芸術を通して地域を活性化させる事業（地域活性化事業）

① 地域活性化事業（「つどう」事業）

- 市内や近隣の地域の企業、関係機関等との連携事業や協力事業を実施し、多摩中央公園を中心とした賑わいの創出及び多摩センター地域全体の活性化につなげていきます。

（例）図書館との連携事業

⇒パルテノン多摩で図書館本館の資料の検索ができたり、図書館本館でパルテノン多摩の史料や演劇脚本を検索できたりするなど、双方の持つ情報の共有化を行います。

⇒図書館司書と学芸員（パルテノン多摩及び教育委員会文化財担当）による共同アウトリーチ事業の展開や、共通のテーマに基づいた展示活動などを行うなど、市民にとってよりよい学びにつながる場づくりを行います。

- パルテノン多摩の事業の広報宣伝だけでなく、地域の観光・イベント情報など、様々な情報の効果的な発信を行います。

- オープンスタジオ、ロビーホワイエ等のオープンスペースを活用したにぎわい活性化事業を実施します。

(6) 日常的に市民が集い、交流する場の創出及び提供に関する事業（みんなの広場事業）

① 日常の居場所事業（「つどう」事業）

- 2階のロビーホワイエ、4階のカフェ&ライブラリーwith キッズなどのオープンスペースは、催事が無いときにも広く開放し、多様な人々が集い、交流し、にぎわうみんなの広場として機能する運営を行います。

② 子ども広場事業（「つどう」事業）

多くの子どもや親子が集まり、交流し、遊び、体験することなどを通じて、子どもの健やかな成長を支えるとともに、その保護者に対しても文化芸術に触れるだけでなく、親としての育ちに資する事業を展開します。

この事業は、指定管理者とは別に、市から直接事業者へ委託することを想定しています。

(例)

(ア) 子どもひろば事業

小学 3 年生以下の子どもや保護者等を対象に、遊びや交流の場を提供するとともに、子育て親子等に対する育児不安等についての相談・援助などを行います。

(イ) 利用者支援事業

小学 3 年生以下の子育て中の親子や妊娠中の女性が地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や必要に応じて相談・助言などを行います。

(ウ) 講習会やイベントに係る事業

小学 3 年生以下程度の子どもやその保護者を対象に、子どもの成長や保護者等の子育てに関する講習会やイベントを実施します。

(エ) 一時保育事業

保護者がパルテノン多摩の催し物を鑑賞する等の場合に、子どもを短時間保育する事業を実施します。

3-3. 中長期事業計画

(1) オープニング事業（開館前～開館から 3 ヶ月程度）

パルテノン多摩が再開館することを記念したオープニング事業(こけら落とし)を実施します。開館初年度の公演については、施設のイメージ形成に大きく影響を与え、開館後の事業の方向性を定めるものとなるため、市民とともに作り上げていく事業も含め、実施可能な範囲で幅広い事業を計画します。

(オープニング事業の目的)

- ・市民による新しい使い方や活動を示すことで、市民とともに施設を活用していく新たなスタートであることを示します。
- ・再開館を祝うお披露目と同時に、新しく定めた施設の理念・方針を提示し、施設運営の方向性を示します。
- ・施設に備えている全ての機能を使い、事業で魅せることをします。これにより大規模改修の成果に対し評価を得ることや、その後の使い方、施設が持つ潜在力や可能性を広く理解してもらう機会とします。この事業により、改修後の施設利用の需要を掘り起こし、稼働率の向上や、貸館営業活動に弾みをつけることも狙っていきます。
- ・運営方法の確認および見直しを行う試行の機会とします。

(2) 初期（開館[初年度事業開始]～5 年）

開館後の事業は、パルテノン多摩ならではの作品を創造する素地づくりとして、文化芸術体験事業及び郷土文化普及公開事業に特に力を入れます。地域特性を活かした作品を市民協働により創造するプロセスの構築、及び創造スキルの向上を主な目的として事業を展開する必要があります。

具体的には、特にアーティスト・専門家と市民による、文化芸術を介した交流と、人と人の直接的な交流が生まれるような事業を展開することを想定します。市民が、舞台上と舞台以外の場でアーティストと身近に接することで、文化・芸術をもっと身近なものに感じ、潜在的な創作意欲を発見することを目指します。

①文化芸術体験事業

- ・アーティストとの交流を通して、文化芸術に触れられる環境をつくります。
- ・市民との協働によるオリジナル作品制作に向けて、市民向け講座等を実施します。
- ・市民が自ら事業を企画し、運営できるようなスキル向上を目指した講座を実施します。

②郷土文化公開普及事業

- ・館内の様々な空間を活用した展示事業を実施します。
- ・市民学芸員の養成に向けた取組みを展開します。

③市民活動支援事業 / 地域活性化事業

- ・企画公募事業を定着させ、市民が主体的に企画を考え実行できる環境をつくります。

(3) 定着期(5年～10年)

事業運営が安定し、地域の文化拠点としての機能が発揮される時期です。市民協働による創造的な事業展開が定着しつつあります。これによって生まれたパルテノン多摩ならではの芸術作品、展示会、文化事業等を市内外への発信を重点的に取り組むことにより、地域の魅力を発信することにつながります。

①文化芸術体験事業

- ・市民協働で多摩市ならではの舞台芸術作品を制作し、市内外に向けて発信していきます。

②郷土文化公開普及事業

- ・市民学芸員と共に、市民協働での展示制作のさらなる充実化を図っていきます。

③市民活動支援事業 / 地域活性化事業

- ・多摩中央公園周辺施設との連携として、公園や図書館との共催事業や街組織の事業協力を推進します。

(4) 中長期(10年～)

中長期以降は、管理運営計画の見直しを行い、状況を踏まえながら、その時代に合った事業計画を立てていきます。

第4． 広報計画

4－1． 広報活動における考え方

子どもや高齢者、障がいをお持ちの方、外国人など、対象者に合わせて広報手法を変えることで、あらゆる方に情報が行き届くことを重点においた広報活動を展開します。また、パルテノン多摩の事業の広報宣伝だけでなく、様々な地域の情報発信を通して、地域の文化拠点としての機能を果たします。

(1) パルテノン多摩の広報を行う上での基本姿勢

- ①パルテノン多摩の館内はもちろん、館外で行う広報は、誰がみてもパルテノン多摩の情報であるとすぐに気づくデザインの統一やルールを整理を進めます。
- ②館内の告知も利用者に情報が見易く届きやすいように、告知板などの備品、館内サインの統一を行います。またポスターサイズ、チラシ置き場の分類、他館等の情報受け入れと提供のルールも決めて運営をしていきます。
- ③広報・案内に伴う環境への負荷の低減に配慮し、紙媒体の効率化、インターネットの活用等を進めます。

(2) 紙媒体による、読みやすい情報発信

文字の大きさや使用する字体、振り仮名表記など、伝える対象に合わせてデザインを工夫し、特に高齢者や子どもを対象に伝わることを意識した情報発信を行います。

(3) 電子媒体、インターネットを活用した情報発信

- ①公式ホームページやSNS等のインターネットを活用した情報発信を行います。
- ②デジタルサイネージ等の映像を活用した情報発信を行います。

(4) 市民参加・地域企業を通じた広報

- ①パルテノン多摩の市民ボランティアや市民スタッフが主体的に企画・制作し発信することを検討します。
- ②周辺の企業や関連団体、大学等と連携した、情報のネットワークづくりを検討します。

(5) グローバル化に対応した情報発信

広報媒体の多言語化など、外国人の方に向けた情報発信を行います。多言語化においては、日常生活で用いられる適切で伝わりやすい表現に配慮します。

(6) 地域情報の収集と発信

- ①パルテノン多摩で行われるイベントや市内、地域の情報を収集、蓄積し発信します。
- ②総合案内でのご案内やまちの情報コーナーの設置を検討します。

第5．組織計画

5－1．基本的な考え方

(1) 現状

パルテノン多摩は開館以来、一貫して多摩市文化振興財団が施設の管理運営を担ってきました。財団は、地方自治法に定める公の施設としての性質に基づき「安全・安心な施設の維持管理」、「公平・公正な使用」を担保するために適した体制を整え、運営してきました。

(2) 課題と再開館後の組織体制

劇場法の制定や文化芸術基本法の改正など、全国的な文化政策の大きな転換期にあり、また人口減少・少子高齢化による行財政運営が厳しくなる中では、指定管理者に求める役割は大きく変化しています。基本計画の議論において、新しいパルテノン多摩に求められる役割が下記のように明確になってきました。

【新しい指定管理者に求められること】

- ① 改修後の施設の機能・役割を最大限発揮すること
- ② あらゆる人が集い、交流できる施設としての社会包摂機能を持つ基盤施設となること
- ③ 地域社会との継続的なつながりを構築し、文化芸術の力を地域課題の解決に活かすこと
- ④ 市民協働の視点をもって運営すること
- ⑤ 周辺施設・企業・団体等と連携して、多摩センター地区活性化に寄与すること
- ⑥ ライフサイクルコストを重視した管理運営を行うこと

これらの役割を担うために、改修後のパルテノン多摩の管理運営の枠組みとして、多摩市文化振興財団と民間事業者の共同事業体に、市民が事業制作や管理運営に主体的に関わることができる体制としました。また、4階の子ども広場については、市の子ども青少年部から直接委託する事業者が、親子を対象とした、遊びや交流の場づくり、子育てに関する相談・援助などの事業を担うこととしました。

5-2. 指定管理者に求める専門性

パルテノン多摩の管理運営を行う指定管理者には、管理運営計画の内容を実現するために、以下に掲げる機能を有した組織体制を整えることを求めます。

(1) 事業

【求める専門性】

- ・芸術文化に関する作品内容や制作手法等に関する専門的知識を有し、自主事業の企画・制作から実施するまでの実務を担える能力
- ・多摩地域の歴史や自然科学等の郷土文化に関する専門的知識を有し、自主事業の企画・制作から実施するまでの実務を担える能力
- ・地域のコーディネーターとして、市民と文化芸術をつなぎ、また既に活動している市民文化団体同士や地域企業などとの関係づくりを支援することで、市民と信頼関係を構築していく能力
- ・地域の課題を調査し、深い洞察力を持って課題を発見することができ、その課題に対し文化芸術の力をどう活かすかという視点で事業を制作することができる能力
- ・事業を通して人々の文化芸術に対する興味関心を促し、創造力を引き上げることができる能力

【主な業務内容（想定）】

年間事業計画の立案 / 自主制作事業の企画、制作、出演交渉及び実施 / 公的な助成制度や補助制度の活用 / 地域の文化団体等の連絡調整及び文化活動の支援 など

(2) 広報

【求める専門性】

- ・情報収集や調査を行い、その結果を広告表現や企画に生かしたマーケティング戦略を策定し、広報活動を行うためのプランニング、媒体の選択の判断などができる能力
- ・市民にわかりやすく伝える表現力、興味関心を引く工夫を取り入れ、市民協働で展開できる能力

【主な業務内容（想定）】

自主制作事業の広報及び宣伝 / 定期刊行物の編集及び発行 / 地域情報の収集及び発信に関する企画、制作及び関係市民との調整 など

(3) 営業

【求める専門性】

- ・パルテノン多摩の施設特性や強みについて、積極的に外部に提案できる能力
- ・貸館の稼働率を向上させるためイベント企画、制作会社などと交渉できる能力
- ・公的機関の助成金・補助金や、個人・企業からの協賛金や寄付など外部資金を獲得できる能力

【主な業務内容（想定）】

貸館事業に関わる申請受付、利用調整 / 貸館利用者への対応 / プロモーター等に対する貸館誘致 / 公的な助成制度や補助制度の活用、企業協賛など外部資金の獲得 / 友の会等の会員組織の運営 など

(4) 技術

【求める専門性】

- ・舞台機構・音響・照明設備が有する機能・性能を正確に把握し、操作できる能力
- ・舞台演出における要望を汲み取り、実現に向けて、舞台技術を駆使してできる演出効果や仕込み、撤収の効率的な手法などの助言や技術支援ができる能力

【主な業務内容（想定）】

舞台設備の操作 / 舞台等の利用者への助言及び指導 / 舞台設備の維持管理

(5) 総務

【求める専門性】

- ・経理や施設維持管理等の庶務的な事務を担える能力

【主な業務内容（想定）】

会計・財務・労務・契約等の事務 など

(6) 施設管理

【求める専門性】

- ・施設の設備機器の維持管理や、館内の清掃、警備等を通して、施設の安心・安全を確保できる能力

【主な業務内容（想定）】

設備・機械の日常運転、点検、定期保守等の維持管理 / 施設内の清掃等の環境衛生管理 / 施設内の秩序を維持する保安警備業務 など

(7) 施設運営の全体責任者

【求める専門性】

- ・アートマネジメントの実務経験と、幅広い人的ネットワークを有する能力
- ・上記（1）から（6）の専門性を有する人材をマネジメントするスキルを持ち、組織が一体となって活動できるリーダーシップを発揮する能力
- ・公立施設としての公平な使用と文化施設としての専門性を両立してマネジメントできる能力

【主な業務内容（想定）】

施設の理念を実現するための運営方針、事業方針の提示 / 施設の管理運営業務全体の進行管理や統括 / 他の類似施設、企業・団体といった外部とのネットワークの基盤づくり など

5-3. 市民参画

指定管理者は、市民1人1人の興味・関心にあわせて、鑑賞、出演者（キャスト）、舞台技術サポート、レセプションサポート、情報発信など、運営全般に関わることができる体制を整えていく必要があります。

(例)

	関わり方	内容
1	事業への参加	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 指定管理者の自主制作事業に、出演者やスタッフとして参加 ◎ 講座やワークショップなど体験型事業への参加 ◎ 「友の会（アテナ会員）」への参加 ◎ 鑑賞者としての参加
2	事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 市民主体による企画の制作・運営・実施 ◎ 市民劇団や市民楽団の新設 ◎ 若手のアーティストや地域の担い手を育成する事業の実施 ◎ 多摩の民俗、環境、定点観測、古文書等史資料の調査・研究・発表
3	運営への参加	<ul style="list-style-type: none"> ◎ レセプションистとしての参加（チケットのもぎり、会場案内など） ◎ 2階ロビーホワイエ、開放時のオープンスタジオなどの監督（見守り）、ファシリテート ◎ 照明・音響などの舞台技術サポート <p>舞台技術の講座やワークショップ等を受けた上で、実際の舞台技術の操作をする</p>
4	情報発信・地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 広報物のデザイン、広報記事の企画・制作 ◎ プロや他の市民団体、地域企業、公民館、コミセン等との連携した活動の推進
5	計画・企画及び評価への参画	<ul style="list-style-type: none"> ◎ パルテノン多摩の基本理念・方針に沿って、施設の利用状況や指定管理者の活動実績等に対し評価する ◎ 有識者や専門家等とともに評価を行う機会への参加 ◎ 評価の内容を踏まえた、計画・企画の見直しや策定などへの参画

第6. 収支計画

6-1. 基本的な考え方

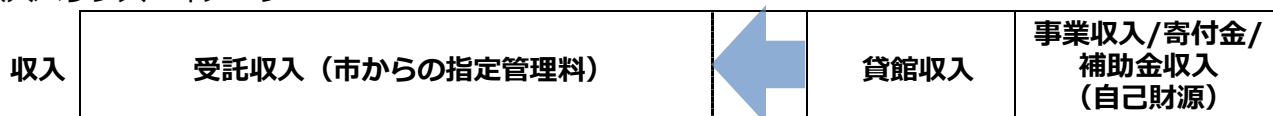
(1) 再開館後の施設運営における基本的な考え方

施設運営にかかるコストは、市の文化を未来へ継承し、また新たな文化を創造していくことで、市民が生きがいを持ち幸せに暮らす地域づくりに寄与するために必要な投資として捉え、行財政状況を鑑みつつ適切な予算を確保していくことが重要と考えます。

一方で、今後、少子高齢化・人口減少が進行し、市の財政規模が縮小することにより、指定管理料における負担が今後厳しくなることが予想されます。このような中で、再開館後のパルテノン多摩の基本理念に基づいた運営を数十年にわたり継続していくためには、施設・設備等の状態を良好に保ち機能を維持することや、管理運営に必要な資金を確保することが必要となります。

より良い文化芸術事業や活動を持続的に展開するために、指定管理者は経営的な視点を持って運営を行い、事業収入や貸館収入の向上のみならず、公的な助成制度や補助制度の活用、企業協賛など外部からの資金調達を行うなど、自己財源比率を向上させていくことが必要です。

収入バランス イメージ



6-2. 収支の構成

(1) 収入

一般的に、公立文化施設を管理運営していく上で、次の収入が見込まれます。

事業収入については、自主制作事業の実施による事業収入のほか、公的機関からの補助金・助成金や、地域企業・個人等からの協賛、インターネットを通じた寄付など、外部資金の獲得に重点をおきます。また、利用料収入については、営利目的による利用に対して、営利料金制度を導入するなど、収入の改善を図っていきます。

【主な収入項目（想定）】

- ① 事業収入 事業における入場料や参加費、外部からの助成金など
- ② 利用料収入 施設提供事業における施設利用料、付帯設備利用料
- ③ 市からの収入 指定管理料（指定管理者制度導入の場合）、事業受託料など
- ④ その他収入 チケット販売委託による収入、駐車場収入、自動販売機による収入など

(2) 支出

事業・運営の改善や、環境への配慮、維持管理の工夫により効率化を行っていきます。

一般的に、公立文化施設を管理運営していく上で、次の支出が見込まれます。

【主な支出項目（想定）】

- ① 事業費 主催事業等に係る経費
- ② 人件費 施設運営や事業展開のために配置が必要な職員に係る経費
- ③ 維持管理費 設備メンテナンス、警備、清掃、舞台設備保守点検、光熱水費など建物や設備の維持管理に係る経費
- ④ 事務費 各種機器のリース代や消耗品費、保険料、通信料など施設運営に係る経費

第7. 修繕計画

7-1. 基本的な考え方

施設の維持管理に関して、「多摩市公共施設等総合管理計画」では、多摩市における公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について定めており、具体的な内容は個別の施設ごとの計画で示していくこととしています。

パルテノン多摩においても、来館者が安心かつ快適に過ごせる施設とするために、施設・設備の定期的な点検や、日常的な維持管理を行っていきます。また、大規模改修後も、施設を30年間活用し続けるためには、中長期的な視点で施設を維持管理していくことが重要です。指定管理者は、必要な経費を予測して平準化を図ること、常に安全を維持することを目的とした、10年程度を単位とする中長期的な修繕計画の立案を行う必要があります。

7-2. 施設・設備全体の日常的な維持管理

施設運営にあたっては、建築物や建築設備、舞台設備、備品等の保守管理、警備や清掃など、施設を安全に安心して利用してもらえるように適切に維持管理するための業務が必要です。

【主な業務（想定）】

- ① 設備管理業務…設備・機械の日常運転、点検、定期保守、法令に基づく点検等すべての設備管理を行い、施設の運営を適切に行います。
- ② 備品等の保守管理…備品・消耗品等の保守点検や台帳による管理等を行い、施設の運営を適切に行います。
- ③ 環境衛生管理…日常清掃、定期清掃、害虫駆除、空気環境測定などを行い、施設内の環境を適切に維持します。
- ④ 保安警備…施設内の秩序を維持し、事故、盗難・破壊等の犯罪の発生を警戒・防止し、財産の保全を図るとともに利用者の安全を守ります。
- ⑤ 施設補修・修繕…施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の予防保全に努めるとともに、必要に応じ部品交換や施設の補修・修繕を行います。
- ⑥ 災害など緊急時に備えた、日常の備品、設備の管理や点検、訓練を実施し、多くの来館者を迎える集客施設として万全の体制を整えます。

7-3. 舞台設備の日常的な維持管理

劇場・音楽堂等として、出演者や関係者、観客の安全の確保、作品の演出効果への支障が出ないよう、定期点検や、舞台管理担当の職員による日常点検、簡易な修繕による維持保全を通して、故障・劣化等による使用不能状態を生じさせることのない運用を行うことが必要です。

【主な業務（想定）】

- ① 舞台機構保守点検
- ② 舞台照明設備保守点検
- ③ 舞台音響設備保守点検
- ④ ピアノ保守点検・日常管理
- ⑤ 舞台備品等保守点検 など

第 8. 危機管理計画

8-1. 基本的な考え方

施設の管理運営において、リスクの発生を未然に防ぎリスクマネジメントに取り組み、また、危機に適切に対応するため、法令、及び条例・規則を遵守し、コンプライアンスを徹底することで、来館者の安全を確保していきます。

8-2. 危機管理についての取り組み

(1) 危機管理体制の確立

危機管理に取り組むにあたっては、危機管理体制を構築し、危機管理における責任者を定めるほか、緊急時における各職員の役割や対応等をあらかじめ明確にしておくことが必要です。これらについて、指定管理者は、危機管理者を中心に危機管理方針を策定し、個別の懸案事項ごとに対応方針を決めていきます。

(2) 危機管理マニュアルの作成

消防署に提出することが義務付けられている消防計画は、消防法に則り作成され、危機管理の基本となります。しかし、実際の多様な危機に対応するためには、より詳細で、かつ風水害や事故、騒動など広範囲な危機を想定した危機管理マニュアルを整備する必要があります。このことから、指定管理者はマニュアルを作成するとともに、少なくとも年 1 回程度内容を見直し、不測の事態に常に機能するマニュアルとして整えておくことが必要です。

8-3. 日常の安全対策についての取り組み

(1) 公演時の人員配置計画

来館者の特性を考慮のうえ、施設利用者と協議して、各持ち場の責任者や人数を設定していきます。特に、高齢者や障がい者、外国人などの要支援者については、それぞれの立場に応じた丁寧な取り組みによって、安全を確保できるようにしていきます。

(2) 施設内の警備

夜間、休館日については、自動警備システムの導入や警備専門会社への委託も視野に入れて警戒態勢を確保します。

(3) 施設の安全確保・安全点検

日頃から、不審物を発見しやすいよう施設内の状態を良好に保ちます。資材等の保管についても、避難や防災設備の作動の障害にならないよう配慮して整理します。

(4) 防災設備・資機材の整備・設備

設備・資機材の棚卸しを定期的に行い、設置場所、個数、使用期限（電源の残量含む）、点検日時を、台帳やパソコンなどで管理します。

(5) 防災教育・訓練の実施

平常時から緊急時の役割分担や情報連絡系統などを明確にしておくとともに、定期的に防災教育・訓練を実施します。

(6) 関係機関との連携

① 警察署による指導

開催される公演などの規模・内容により、必要な誘導體制や警備体制は異なります。施設管理者、施設利用者での準備が不十分な場合には、事前に警察署と相談するなど、安全確保のための体制を整えます。

② 消防署による指導

消防法では、文化施設のような多数の人を収容する建物について、自主防火管理体制の中核となる防火管理者を選任し、消火、通報および避難訓練の実施等を定めた消防計画の作成や防火管理上必要な業務を行うことを義務づけています。また、舞台での火の使用などについて法令で定められた各種届出があります。これらの法令を遵守するとともに、防災訓練や消火訓練、応急救護措置や究明訓練の際に消防署の指導・協力を仰ぎます。

③ 行政との連携

多摩市地域防災計画において指定された役割に対応するための体制を、市と指定管理者で連携して整えます。

8-4. 個人情報保護・情報管理体制

業務上知り得た個人情報の取り扱いによる個人の権利・利益の侵害の防止のために、必要な措置を講じます。また、予約システムやチケット発券についてはシステムによる情報管理を徹底します。

第9． 評価について

9－1． 基本的な考え方

本施設の運営について、管理運営計画に定めた8つの計画の考え方に照らして定期的に評価し、運営の改善につなげていきます。

評価にあたっては、施設の稼働率や集客数など、経済性、効率性だけに着目するだけでなく、理念・方針に沿った成果を生み出しているかといった定性的な面も重視し、中長期的な視点に立った評価を実施します。

具体的な評価期間、評価する主体、評価基準などは別途整理していきます。

9－2． 評価にあたっての視点

(1) 評価項目

① 適正な管理運営

施設の安全確保、適正な人員配置等を通して、施設を適正に維持管理しているか

② 収支実績

管理経費の縮減、収入の増加、適切な予算執行がなされているか

③ 事業成果、利用者サービス

施設の理念・方針に照らし、事業実施、サービス提供についてどのような成果をあげたか

(2) 評価の方法

① 指定管理者による自己評価

② 施設設置者（市）、市民、専門家等の第三者による評価

(3) 評価の活用

評価結果に基づいて、指定管理者に必要な助言・指導を行い、施設管理運営の更なる改善を促すほか、指定管理者に求める管理運営の基準を見直す際に活用していきます。

参考資料

<多摩市立複合文化施設等管理運営計画策定委員会 委員>

(管理運営計画分科会 11名 / 文化方針検討分科会 9名 計20名)

氏名	備考	
鈴木 輝一 氏	学識経験者	策定委員会委員長 / 管理運営計画分科会会長
伊藤 裕夫 氏		策定委員会副委員長 / 文化方針検討分科会会長
渡辺 弘 氏		管理運営計画分科会副会長
桑谷 哲男 氏		文化方針検討分科会副会長
金子 淳 氏		管理運営計画分科会委員
若林 朋子 氏		文化方針検討分科会委員
岩佐 玲子 氏		文化方針検討分科会委員
岡村 紀子 氏	市民(文化芸術、地域の活性化等に資する活動の経験を有する者)	管理運営計画分科会委員
片山 明菜 氏		管理運営計画分科会委員
柴田 ゆき 氏		文化方針検討分科会委員
妹尾 浩也 氏		管理運営計画分科会委員
新倉 悟 氏		文化方針検討分科会委員
濱田 朝美 氏		管理運営計画分科会委員
矢田 浩明 氏		管理運営計画分科会委員
山本 悦子 氏		管理運営計画分科会委員
渡辺 健 氏		文化方針検討分科会委員
浅野 有祐 氏		文化方針検討分科会委員
石坂 奏 氏	市民(公募市民)	文化方針検討分科会委員
高橋 菜緒 氏		管理運営計画分科会委員
村松 美花 氏		管理運営計画分科会委員

<開催記録> (※開催日順)

(全体会 3回 / 管理運営計画分科会 5回 / 文化方針検討分科会 4回 計12回)

日時	名称	主な議題
令和元年 5月31日(金)	第1回全体会	市の文化施策の経緯について
令和元年 6月26日(水)	第1回管理運営計画分科会	分科会の論点整理/事業計画について
令和元年 7月9日(火)	第1回文化方針検討分科会	昨今の文化施策の動向について 多摩市における文化芸術振興方針について
令和元年 7月29日(月)	第2回管理運営計画分科会	事業計画・貸館計画について
令和元年 8月22日(木)	第3回管理運営計画分科会	貸館計画・運営計画・広報計画について
令和元年 8月30日(金)	第2回文化方針検討分科会	多摩市の文化の独自性について 来年度以降の検討手法について
令和元年 9月12日(木)	第4回管理運営計画分科会	管理運営計画・設置条例試案について
令和元年10月7日(月)	第2回全体会	各分科会の検討経過の報告・意見交換
令和元年11月15日(金)	第3回文化方針検討分科会	設置条例に定める目的・事業の検討について
令和元年11月18日(月)	第5回管理運営計画分科会	組織計画・収支計画・修繕計画・ 危機管理計画・評価について
令和元年12月20日(金)	第4回文化方針検討分科会	文化方針・文化条例の方向性について
令和2年 1月12日(日)	第3回全体会	策定委員会報告書(案)について確認

